

令和4年1月から 屋外広告業に関する送付書類の郵送方法を 特定記録に変更します



屋外広告業に関する書類には、個人情報や法人情報が含まれるため、紛失防止の観点から郵送方法を特定記録に変更します。

県への届出・請求書類に同封いただく返信用封筒について、特定記録費用※のご負担をお願いします。

※普通郵便料金に加え、**160円分の切手の貼付**をお願いします。

開始時期 令和4年1月1日から



郵便料金について

届出・請求	屋外広告業の変更の届出	県に届出・請求書類を郵送いただく際、 普通郵便+160円分（特定記録費用）の切手を貼付 した返信用封筒を同封してください。
	屋外広告業の廃業の届出	
	屋外広告業者登録簿の謄本交付請求	
申請	屋外広告業登録申請（新規）	返信用封筒の同封は不要です。 （郵便料金を負担いただく必要はございません。）
	屋外広告業登録申請（更新）	
	鉄道車両に設置する広告物の許可申請	

⚠️ 注意点 ⚠️

- 申請書類等は、配送状況が追跡できる方法で県に郵送いただくことをおすすめします。
- 届出・請求の際、返信用封筒に特定記録分の切手が貼付されていない場合は、普通郵便での返送となります。

※書類の不着について、千葉県では責任を負いかねますので、ご了承ください。